

町内会清掃等で回収したゴミの分別にご協力願います

令和元年 6 月
名 取 市
名取市環境衛生組合連合会

現在、町内会清掃等で回収したゴミは、青色（可燃用）と赤色（不燃用）の2種類のゴミ袋に分けて入れていただいておりますが、**特に赤色（不燃用）については、名取市の分別（家庭）に準じて袋を分けていただくようご協力お願いいたします。**

●ゴミの分別の補足説明（裏面もご参照ください）

可燃ゴミ (青色)	※右のものは1つの袋にまとめて問題ありません。	<ul style="list-style-type: none">・名取市で焼却ゴミに分別されるもの（紙くず、草など）・木の枝は長さ 60cm・太さ 10cm 以内にカットしてください・プラスチック容器包装類（弁当容器など）・ペットボトル <p>※町内会清掃で集められたプラスチック容器とペットボトルは汚れていてリサイクルに適さないため、可燃の袋にまとめて下さい。</p>
	缶類	・飲料・食用の缶が対象（さびや汚れていても同じ袋へ）
不燃ゴミ (赤色)	金属製品類	・金属製のふたなど
	ビン類	・飲料・食用のビンが対象（汚れていても同じ袋へ）
	ガラスくず類	・割れたビン、ガラス製品など
	有害危険ゴミ	・スプレー缶、乾電池、蛍光管、ライター、刃物など
	せともの類	・陶器、やきもの類、灰皿など
	※不燃ゴミ（赤色）については、種類ごとに袋を分けてまとめて下さい。	
収集できないゴミ	家庭からでた粗大ゴミ	・家庭からでた粗大ゴミは回収できません。岩沼東部環境センターに自己搬入していただくか、代行運搬受付センターに連絡し処分していただきますようお願いします。
	不法投棄	・不法投棄を発見した場合は、 回収しないで 、投棄場所を市役所クリーン対策課クリーン対策係（☎022-724-7161）までご連絡ください。
連絡先	環境衛生係：022-724-7160 クリーン対策係：022-724-7161	

**※町内清掃後は必ずクリーン対策課に連絡してください！
連絡がない場合、回収できません。**